

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構事務系職員採用に関する規則

平成16年4月1日

規則第51号

最終改正 令和5年11月30日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第5条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の事務系職員の採用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(競争試験の原則)

第2条 事務系職員の採用は、国の機関、他の独立行政法人、国立大学法人又はこれに準ずる機関の職員をもって補充しようとする場合及び次条に定める選考の場合を除き、原則として競争試験によるものとし、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験（以下「法人採用試験」という。）又は機構が独自に実施する職員採用試験（以下「独自試験」という。）の合格者の中から機構長が行う。

(選考採用)

第3条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、選考による採用ができるものとする。

- 一 女性職員が出産する場合並びに職員が育児休業を申し出た場合において、職員の配置換その他の方法によって当該職員の業務を処理することが困難と認める場合
- 二 特殊な専門的知識又は技術が必要な職務の場合
- 三 競争試験から採用することが困難な場合
- 四 その他機構長が特に必要と認める場合

2 前項により採用される者について、機構長が必要と認める場合には、雇用の期間（以下「任期」という。）を個別に定めることができる。

3 前項の任期は、3年以内とし、当初採用日から5年の範囲内で更新することができる。ただし、満65歳以上の者の任期の更新は行わないものとする。

(競争試験の方法)

第4条 競争試験による事務系職員の採用方法は、法人採用試験による場合、第一次試験合格者に対する面接試験により行うものとし、独自試験による場合、筆記試験及び面接試験により行うものとする。ただし、必要に応じてその他の方法を併せて用いることができる。

(選考採用の方法)

第5条 選考による事務系職員の採用方法は、本機構採用を希望する者に対し、面接試験及び経歴評定（職務経験、職務実績、学業、成績評定）により行う。ただし、必要に依

じてその他の方法を併せて用いることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年12月1日から令和13年3月31日までの期間における第3条第3項に規定する任期の更新の上限年齢は、次表の左欄の期間に応じて、右欄に掲げる年齢に読み替える。

期間	年齢
令和5年12月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳